

広島市民球場運営協議会関係法令

○広島市民球場条例（抜粋）

（広島市民球場運営協議会）

第 21 条 市長の諮問に応じ、球場の運営に関する重要な事項を審議するため、広島市民球場運営協議会を置く。

2 広島市民球場運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○広島市民球場条例施行規則（抜粋）

（協議会の組織及び運営）

第 6 条 条例第 21 条第 1 項に規定する広島市民球場運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項は、次条から第 10 条までに定めるところによる。

（組織）

第 7 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）各種団体の関係者

（3）その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に補欠が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 8 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第 9 条 協議会の庶務は、都市整備局都市機能調整部において処理する。

（協議会の運営に関する事項の委任）

第 10 条 前 3 条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。